

令和5年度5月補正予算における地方創生臨時交付金関連事業  
及び物価高騰対策に係る補正予算の概要

今回の5月補正予算における「地方創生臨時交付金関連事業及び物価高騰対策」への対応として、歳出予算を増額して行う事業は14事業であり、当該事業の補正額合計は、167,979千円である。概要は以下のとおり。

**(1) 企画事務費【企画政策課】** **補正額：7,353千円**

電力価格高騰の影響を受けている鉄軌道事業者に対して、安定した事業経営が継続できるよう、支援金を支給する。

- 対象者 鉄軌道事業者（あいの風とやま鉄道）
- 支援金 電気料金高騰分の2分の1（県との協調支援）

**(2) 生産調整推進対策事業費【農林課】** **補正額：7,500千円**

**1 原油価格高騰対策支援金** **7,000千円**

原油価格高騰の影響を受けている市内農業者に対して、意欲的な営農活動の継続を支援するため、支援金を支給する。

- 対象者 農作物を生産する市内農業者
- 支援金 農作物の作付面積（二毛作含む。） 200円/10a

**2 肥料価格高騰対策支援金** **500千円**

化学肥料価格の高騰による営農活動への影響を緩和するため、化学肥料の低減を図り、発酵鶏糞等の散布面積を拡大する市内農業者に対し、支援金を支給する。

- 対象者 発酵鶏糞等を散布する市内農業者
- 支援金 散布した面積（拡大分）の単価 750円/10a

**(3) 畜産振興費【農林課】** **補正額：2,120千円**

飼料価格高騰の影響を受けている市内畜産事業者に対して、安定した事業経営が継続できるよう、支援金を支給する。

- 対象者 市内に本社を有する畜産事業者
- 支援金 配合飼料価格安定制度積立金（※）の掛金増額分200円/t × R5契約数量  
※配合飼料価格上昇に伴う畜産経営への影響を緩和するため、生産者と配合飼料メーカーの積立による補填制度

**(4) 土地改良振興事業費【農林課】** **補正額：300千円**

電力価格高騰により農業用水利施設に係る維持費の負担を軽減するため、施設を管理する小矢部市土地改良区に対し、支援金を支給する。

- 対象者 小矢部市土地改良区
- 対象施設 高圧電力の契約を行っている農業用水利施設
- 支援金 電気料金高騰分の2分の1（上限額30万円）

(5) 商工業振興対策費【商工立地振興課】

補正額：49,000千円

1 プレミアム付商品券発行事業補助金

16,000千円

物価高騰等の影響を受けている市民生活を支援するとともに、消費喚起により市域経済の下支えを行うことを目的として、小矢部市商工会が実施するプレミアム付商品券発行事業に対し助成を行う。

○事業概要

- ①事業主体 小矢部市商工会
- ②販売単価 5,000円／冊（1人5セットまで）
- ③プレミアム率 30%（プレミアム分1,500円付き）
- ④購入できる人 市民及び市内事業所に勤務する人
- ⑤対象事業者 市内に店舗を有する事業者
- ⑥商品券の有効期間 発行（7月予定）から6か月間

○補助金内訳

- ①プレミアム費 13,000千円
- ②事務費 3,000千円

2 高圧電力等利用事業者電気料金支援金

33,000千円

電力価格高騰の影響を受けている市内事業所に対して、継続して事業を行えるよう、支援金を支給する。

- 対象者
- ①市内に事業所を有する事業者であること。
  - ②電力供給の契約が高圧又は特別高圧であること。（事業用に限る）
  - ③令和5年4・5月の2か月分の電気料金について、前年同月比の増嵩額に6を乗じた金額（年間影響額）が20万円以上であること。
  - ④本市から物価高騰対策を目的とした類似の補助金を受給していないこと。

○支援金の支給基準

	支給基準額	支援額
①	年間影響額が60万円以上の場合	30万円
②	年間影響額が20万円以上60万円未満の場合	年間影響額×1/2

- 事業費内訳
- 支援金 ①30万円 × 100件 = 30,000千円
  - ②30万円未満 × 15件 = 2,900千円
  - 事務費 100千円

(6) 公共交通対策事業費【生活環境課】

補正額：1,405千円

燃料価格高騰の影響を受けている交通事業者に対して、安定した事業経営が継続できるよう、支援金を支給する。

○対象者

- ①路線バス事業者（加越能バス） 730千円
- ②タクシー事業者（石動タクシー、高岡交通、津沢タクシー） 675千円

- 支援金 燃料価格高騰分の2分の1（県との協調支援）

**(7) 生活環境衛生事業費【生活環境課】** **補正額：60千円**

電力価格高騰の影響を受けている市内公衆浴場事業者に対して、安定した事業経営が継続できるよう、支援金を支給する。

- 対象者 市内公衆浴場事業者
- 支援金 電気料金高騰分の3分の2

**(8) 介護保険制度事業費【健康福祉課】** **補正額：6,300千円**

電力・ガス等の価格高騰の影響を受けている市内介護保険事業所等に対して、安定した介護保険サービスの提供ができるよう、支援金を支給する。

- 対象者 市内介護保険事業所等
- 支援金 ①入所施設 (1施設当たり30万円×11施設) 3,300千円
- ②通所施設等 (1施設当たり10万円×30施設) 3,000千円

**(9) 地域医療体制整備事業費【健康福祉課】** **補正額：2,800千円**

電力・ガス等の価格高騰の影響を受けている市内医療機関に対して、安定した医療サービスの提供ができるよう、支援金を支給する。

- 対象者 市内医療機関
- 支援金 ①入院施設がある施設 (1施設当たり30万円×2施設) 600千円
- ②通院施設のみの施設 (1施設当たり10万円×22施設) 2,200千円

**(10) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費【社会福祉課】**

**補正額：63,440千円**

電力・ガス・食料品等の価格が高騰する中、生活困窮者等の生活・暮らしを支援するため、住民税非課税世帯等に対して給付金を支給する。

- 対象世帯 ①令和5年度住民税非課税世帯
- ②令和5年1月以降の家計急変世帯
- 給付金 (1世帯当たり3万円×1,810世帯) 54,300千円
- 給付事務費 9,140千円
- 支給開始日 令和5年8月(予定)

**(11) 障害者福祉推進事業費【社会福祉課】** **補正額：2,200千円**

電力・ガス等の価格高騰の影響を受けている市内障害福祉事業所に対して、安定した障害福祉サービスの提供ができるよう、支援金を支給する。

- 対象者 市内障害福祉事業所
- 支援金 ①入所施設 (1施設当たり30万円×1施設) 300千円
- ②通所施設等 (1施設当たり10万円×19施設) 1,900千円

**(12) 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費【こども家庭課】 補正額：16,086千円**

電力・ガス・食料品等の価格が高騰する中、ひとり親世帯等の生活・暮らしを支援するため、低所得の子育て世帯に対して、給付金を支給する。

1 ひとり親世帯

- ① 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方（プッシュ型給付）
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（要申請）
- ③ 食料品等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方（要申請）

2 ひとり親世帯以外

- ① 令和4年度の「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」を受給した方（プッシュ型給付）
- ② ①のほか、対象児童（18歳年度末までの子、障害児については20歳未満）の養育者であって、食料品等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が住民税非課税である方と同じ水準となっている方（要申請）

○給付額（児童1人当たり5万円×293人） 14,650千円

○支給事務費 1,436千円

○支給開始日 令和5年5月末（予定）

**(13) 民間保育施設運営費【こども家庭課】 補正額：1,915千円**

電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響を受けている市内民間保育施設に対して、保護者に負担を求めることなく、安定した保育サービスの提供ができるよう、支援金を支給する。

○支給対象者 市内民間保育施設

○支援金 ①食材費高騰分（児童1人当たり3,890円/年×415人） 1,615千円

②光熱費高騰分（1施設当たり10万円×3施設） 300千円

**(14) 給食センター管理運営費【教育総務課】 補正額：7,500千円**

電力・ガス・食料品等の価格高騰を受けて、令和5年4月から値上げを行った学校給食費について、保護者負担を軽減するため、臨時特例措置として増額分を助成する。

○助成額 ①小学校 1食あたり20円（4,180円/年）

②中学校 1食あたり24円（4,730円/年）